

アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 愛知県及び岐阜県内において、総合特別区域法（以下「法」という。）に基づく国際戦略総合特別区域の指定の申請、国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議するため、法第19条第1項の規定に基づき、「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- （1）国際戦略総合特別区域の指定申請に関する協議
- （2）国際戦略総合特別区域計画に関する協議
- （3）国と地方の協議会における協議への対応
- （4）認定国際戦略総合特別区域計画の実施に関し必要な事項に関する協議
- （5）その他協議会の目的を達成するために必要な業務

（構成員）

第3条 協議会は、次の者により構成し、構成員は別表のとおりとする。

- （1）関係地方公共団体の長
- （2）特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- （3）国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- （4）その他必要と認める者

（会長）

第4条 協議会に会長1名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長が職務代理者を指名する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。
- 3 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、会長は、構成員に対し、書面又は電磁的方法により賛否を求め、これをもって会議の議決に代えることができる。
- 4 会長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 協議会は、その所掌事項について必要な資料の収集、調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、愛知県知事政策局企画課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

愛知県知事	大村 秀章
各務原市長	森 真
春日井市長	伊藤 太
岐阜県知事	古田 肇
小牧市長	山下 史守朗
常滑市長	片岡 憲彦
飛島村長	久野 時男
豊山町長	鈴木 幸育
名古屋港管理組合管理者	大村 秀章
名古屋市長	河村 たかし
半田市長	榊原 純夫
弥富市長	服部 彰文
川崎岐阜協同組合理事長	福西 紀雄
川崎重工業株式会社 代表常務取締役 航空宇宙カンパニープレジデント	村山 滋
中部航空宇宙部品生産協同組合代表理事	和田 典之
東レ株式会社 常務取締役 複合材料事業本部長	大西 盛行
富士重工業株式会社 専務執行役員 航空宇宙カンパニープレジデント	永野 尚
三菱重工業株式会社 代表取締役 常務執行役員 航空宇宙事業本部長	小林 孝
株式会社大垣共立銀行 取締役 支店部長	小川 明
株式会社十六銀行 法人営業部長	坂井 達英
株式会社商工組合中央金庫 岐阜支店長	福丸 伸一
株式会社日本政策投資銀行 東海支店長	山本 貴之
株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 大企業法人業務部長	大串 桂一郎
株式会社三井住友銀行 名古屋法人ソリューションセンター長	丹羽 秀樹
株式会社三菱東京UFJ銀行 東海公務部長	山田 雅人
一般社団法人中部経済連合会会長	三田 敏雄
社団法人中部航空宇宙技術センター会長	三田 敏雄
中部国際空港株式会社 取締役執行役員 航空営業・経営企画担当	尾頭 嘉明
名古屋商工会議所会頭	高橋 治朗
国立大学法人名古屋大学総長	濱口 道成

（敬称略・順不同）

◎総合特別区域法抜粋

第十九条 地方公共団体は、第八条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の申請、第十二条第一項の規定により作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会（以下この条及び第二十八条第一項において「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

（4～9 略）

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七条第二項第三号において同じ。）及び地域活性化総合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七条第二項第三号において同じ。）をいう。

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 （略）

二 次に掲げる事業であつて法人により行われるもの

イ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するものとして政令※で定める事業（ロに掲げるものを除く。）

ロ （略）

三 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資するものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十八条第一項において「国際戦略総合特区支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

（以下 略）

※ 政令で定める事業の例

複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業（事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。）

第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。）であって、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（2～4 略）

5 指定法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十八条 政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であって、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「国際戦略総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

◎総合特別区域法施行規則抜粋

（法第二十六条第一項の指定法人の要件）

第十五条 法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 地域協議会を構成する法人であること。

（以下 略）